

山口県報

平成28年
4月19日
(火曜日)

目次

○告示

平成二十八年年度地籍調査事業計画(政策企画課).....一
 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....一
 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課).....二
 公有水面の埋立ての免許(港湾課).....二
 ○公告

一般競争入札の実施(防災危機管理課).....三
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....四
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....四
 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課).....五
 県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....一
 県営横泉地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....一
 公共測量の実施の終了(監理課).....二
 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更
 の届出(建築指導課).....二

山口県告示第百二十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定による平成二十八年年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、調査地域及び調査期間を次のとおり告示する。



平成二十八年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 地籍調査を行う者の名称

下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、長門市、美祢市及び周南市

二 調査地域

下関市彦島福浦町一丁目、彦島福浦町二丁目、菊川町大字上岡枝、菊川町大字下岡枝、菊川町大字田部、豊田町大字大河内、豊北町大字北宇賀及び豊北町大字田耕
 宇部市大字小野及び大字船木
 山口市嘉川、宮野上、秋穂東、小郡下郷及び阿東生雲西分
 萩市大字椿東及び大井
 防府市大字奈美及び大字久兼
 下松市大字来巻及び大字河内
 岩国市錦町宇佐郷
 長門市仙崎、東深川、深川湯本及び日置上
 美祢市豊田前町保々、東厚保町山中、美東町綾木及び美東町大田
 周南市大字湯野及び大字鹿野下

三 調査期間
 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

山口県告示第百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成元年農林水産省告示第百二十一号(二)に係るものに限る。)(一)、保安林の指定をする件(平成二年農林水産省告示第百二十号(六)に係るものに限る。)(一)、保安林の指定をする件(平成二年農林水産省告示第百三十五号(二)に係るものに限る。)(一)及び保安林の指定をする件(平成五年農林水産省告示第百二十八号(三)に係るものに限る。)(一)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに防府市産業振興部農林水産振興課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百二十三号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

平成二十八年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

三隅町加入区

山口県告示第百二十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第一条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十八年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 埋立区域

(一) 位置

下関市彦島西山町四丁目三八三六の一四から同町四四一五に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点と2の地点を結んだ線、2の地点と3の地点を結ぶ平成二十七年春分の満潮位(D.L. +1.34メートル)における公有水面と陸地との境界線、3の地点と4の地点を結ぶ昭和四十六年三月二日付け指令港湾第二九一号でしゅん

功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +1.70メートル)及び4の地点と1の地点を結ぶ昭和三十七年二月十九日付け指令港湾第一一六〇号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L. +2.10メートル)に囲まれた区域

1の地点 下関市彦島西山町二丁目の西山四等三角点(北緯三三度五六分四〇・五一九秒東経一三〇度五三分三七・五〇二秒)(以下「基準点」という。)

から二九一度四七分四二秒一、三五一・八一メートルの地点

2の地点 1の地点から四〇度四六分〇五秒三〇〇・一四メートルの地点

3の地点 2の地点から一三〇度四二分五三秒一五・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から二二〇度四六分〇五秒二九五・八六メートルの地点

(三) 面積

四、五〇三・五八平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

下関市彦島西山町四丁目三八三六の一四、三八三六の二〇、四四一五及び四四二三地内並びに同町三八三六の一四から同町四四二三に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線及び①の地点と④の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から二九一度〇四分五三秒一、三三六・七七メートルの地点

②の地点 ①の地点から三一〇度四八分一〇秒一六五・五九メートルの地点

③の地点 ②の地点から四〇度四八分一〇秒三二四・四八メートルの地点

④の地点 ③の地点から一三〇度四八分一〇秒一六五・五九メートルの地点

(三) 面積

五二、〇七六・六五平方メートル

三 埋立地の用途

漁港施設用地

四 免許を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

五 免許の年月日

山口県知事 村岡 嗣政

平成二十八年四月八日



(二五九) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十八年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

山口県総合防災情報ネットワークシステム(防災情報再整備)業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成二十九年三月三十一日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成二十八年山口県告示第二十七号)に基づき資格審査において、システムの設計及び開発

について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十八年四月十九日から同年五月三十一日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(五) 平成十八年四月一日から平成二十八年四月十九日までの間に、国又は地方公共団体(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一に掲げる公共法人を含む。)の委託を受けて一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部防災危機管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部防災危機管理課

(三) 受領期限

平成二十八年五月三十日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十八年五月三十一日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部三号会議室

(二) 日時

平成二十八年五月三十一日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、政令第百六十七条の十第一項に規定する場合には、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十八年五月十一日午後五時十五分までに山口県総務部防災危機管理課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を平成二十八年五月十八日までに発送する。
 - 1 入札参加資格確認申請書
 - 2 一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績について記載した書面
 - (五) 契約保証金
免除する。
 - (六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十八年五月九日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三三九一五)に申請書を提出すること。
 - (七) 詳細については、山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三三三三三六〇)に問い合わせること。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of the contract : Disaster Prevention & Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Nature of the service to be purchased : Reconstruction of comprehensive disaster prevention information network system for Yamaguchi Prefectural Government
 - (3) Term of the contract : From the day after the contract through March 31, 2017
 - (4) Delivery Place : The place designated by person in charge of the contract
 - (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice : Disaster Pre-

vention & Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2360)

(6) Time-limit for tender : 5:15 P.M. May 30, 2016 (If brought in person : 2:00 P.M. May 31, 2016)

(一六〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年五月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 sapyuie
代表者の氏名 東 美奈子
主たる事務所の所在地 周南市平和通二丁目三一番地

三 定款に記載された目的
障がい者の生活を支え、障がいに対する啓発を通して誰もが安心して地域社会で生活できる環境を積極的に構築すること。

(一六一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年五月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年三月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人信愛会
代 表 者 の 氏 名 衣川 信直
主たる事務所の所在地 周南市須々万本郷六五三番地の三

(二六二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年四月十九日から同年八月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十八年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 西恩田商業施設
所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四
 - 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 若林 辰雄
 - 三 変更に係る事項の概要
- | | | |
|---------------------------|--------------|-------|
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 有限会社エムティシステム | — |
- 四 届出年月日
平成二十八年四月一日
 - 五 変更年月日
平成二十八年十二月三十一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 西恩田商業施設
所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 若林 辰雄
- 三 変更に係る事項の概要

届出年月日
平成二十八年四月一日

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	マックスパリュ西日本株式会社	マックスパリュ西日本株式会社
	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一丁目二二	広島市南区段原南一丁目三番五二号

変更年月日
平成二十四年五月十五日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 西恩田商業施設
所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四
 - 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 若林 辰雄
 - 三 変更に係る事項の概要
- | | | |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 | 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 |
| 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名 | マックスパリュ西日本株式会社 | マックスパリュ西日本株式会社 |
| | 岩本 隆雄 | 加栗 章男 |
- 四 届出年月日
平成二十八年四月一日
 - 五 変更年月日
平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 西恩田商業施設
 所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 若林 辰雄
 会社
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社岩崎宏健堂	周南市福川三丁目一八番二二号	周南市下一の井手五六三六の五
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	河戸憲 郎	富永 幸朗

四 届出年月日
 平成二十八年四月一日
 五 変更年月日
 平成二十五年十一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 西恩田商業施設
 所在地 宇部市神原町二丁目三七九〇の四
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 若林 辰雄
 会社
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社セリア	河合 宏光	河合 映治

四 届出年月日
 平成二十八年四月一日
 五 変更年月日
 平成二十六年六月二十四日

(一六三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十八年四月十九日から同年八月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十八年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・ビッグ大内店
 所在地 山口市大内長野五八一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南二丁目三番五二号 加栗 章男
 株式会社
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ジャストフオート	株式会社ジャストフオート	株式会社キタムラ
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	高知市本町四丁目一番一六号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	浜田 宏幸

四 届出年月日
 平成二十八年四月一日

五 変更年月日
平成十九年十月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ大内店
所在地 山口市大内長野五八一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社音光	株式会社音光	株式会社音光
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社タツミヤ	株式会社タツミヤ	株式会社タツミヤ
届出年月日	平成二十八年四月一日		
変更年月日	平成二十年四月二十一日		

四 届出年月日
平成二十八年四月一日
五 変更年月日
平成二十年四月二十一日
一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ大内店
所在地 山口市大内長野五八一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	日本トイザラス株式会社	田崎 學	モニカ・メルツ
届出年月日	平成二十八年四月一日		
変更年月日	平成二十年四月二十四日		

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ大内店
所在地 山口市大内長野五八一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社江崎商店	株式会社江崎商店	株式会社イーシア
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社イーシア	株式会社イーシア	株式会社イーシア
届出年月日	平成二十八年四月一日		
変更年月日	平成二十三年三月十二日		

四 届出年月日
平成二十八年四月一日
五 変更年月日
平成二十三年三月十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・ビッグ大内店
 所在地 山口市大内長野五八一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 式会社

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二二一		
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	マックスバリュ西日本株式会社	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃

四 届出年月日
 平成二十八年四月一日
 変更年月日
 平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・ビッグ大内店
 所在地 山口市大内長野五八一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 式会社
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二二一		
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社竹田園芸	株式会社ブックス森野屋	株式会社竹田園芸

四 届出年月日

平成二十八年四月一日
 変更年月日
 平成二十五年二月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・ビッグ大内店
 所在地 山口市大内長野五八一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
 式会社
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社ブルーグラス	株式会社ブルーグラス	株式会社ブルーグラス
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ジーフット	株式会社ジーフット	株式会社ジーフット
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	堀江 泰文
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	名古屋千種区今池三丁目四番一〇号

四 届出年月日
 平成二十八年四月一日
 変更年月日
 平成二十五年三月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ザ・ビッグ大内店
 所在地 山口市大内長野五八一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名

三
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社
変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	岩本 隆雄	変更後	加栗 章男
大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	マックスバリュ西日本株式会 社	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	〃	〃	〃	〃	〃

四
届出年月日
平成二十八年四月一日
変更年月日
平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ザ・ビッグ大内店
所在地 山口市大内長野五八一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社
三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	株式会社タカラブネ	変更後	株式会社不二家
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社タカラブネ	〃	〃	〃	株式会社不二家
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	〃	〃	〃	〃	東京都文京区大塚二 丁目一五番六号
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	〃	〃	〃	〃	櫻井 康文

四 届出年月日

五
平成二十八年四月一日
変更年月日
平成二十六年七月一日

(一六四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の
とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年四月十九日から同年八月十九日までの間、山口県商工労働
部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン下松山田ショッピングセンター
所在地 下松市大字山田一五六の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
式会社
三 変更に係る事項の概要
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	株式会社三和興産	変更後	株式会社三和システム
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	株式会社三和興産	〃	〃	〃	株式会社三和システ ム
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	〃	〃	〃	〃	宇部市文京町二番一 七号
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	〃	〃	〃	〃	宮本 真嗣

四 届出年月日

平成二十八年四月一日

五 変更年月日
平成十七年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン下松山田ショッピングセンター
所在地 下松市大字山田一五六の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		ブリヂストンタイヤジャパン株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所		東京都中央区京橋二丁目二番二号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		清水 実

四 届出年月日
平成二十八年四月一日
五 変更年月日
平成十八年八月四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン下松山田ショッピングセンター
所在地 下松市大字山田一五六の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を 設置する者の住所 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
マックスバリュ西日本株式会	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二二一	広島市南区段原南一丁目三番五二号
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

四 届出年月日
平成二十八年四月一日
五 変更年月日
平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン下松山田ショッピングセンター
所在地 下松市大字山田一五六の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男
株式会社
株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社ココカラファインヘルスケア	國廣薬品株式会社	株式会社ココカラファインヘルスケア
〃	周南市銀座二丁目三	横浜市港北区新横浜三丁目一七番六号

四 届出年月日
平成二十八年四月一日
五 変更年月日
平成二十五年四月一日

<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 イオン下松山田ショッピングセンター 所在地 下松市大字山田一五六の一</p>		<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 イオン下松山田ショッピングセンター 所在地 下松市大字山田一五六の一</p>	
<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 住 所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男 株式会社 株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 住 所 代表者の氏名 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男 株式会社 株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義</p>	
<p>三 変更に係る事項の概要 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</p>		<p>三 変更に係る事項の概要 変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名</p>	
<p>変更前の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 ルスケア</p>	<p>変更前の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 國廣 和代</p>	<p>変更後の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 石橋 一郎</p>	<p>変更後の氏名 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 加栗 章男</p>

<p>四 届出年月日 平成二十八年四月一日</p>	<p>四 届出年月日 平成二十八年四月一日</p>
<p>五 変更年月日 平成二十五年五月二十二日</p>	<p>五 変更年月日 平成二十六年四月一日</p>
<p>一 縦覧に供する書類 県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し</p>	<p>一 縦覧に供する書類 県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の写し</p>
<p>二 縦覧の期間 平成二十八年四月二十日から同年五月九日まで</p>	<p>二 縦覧の期間 平成二十八年四月二十日から同年五月九日まで</p>
<p>三 縦覧の場所 山口県農林水産部農村整備課</p>	<p>三 縦覧の場所 山口県農林水産部農村整備課</p>
<p>(二六六) 県営横泉地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営横泉地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 平成二十八年四月十九日</p>	<p>(二六五) 県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業計画書の縦覧 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、県営後地・荒田地区農業競争力強化基盤整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 平成二十八年四月十九日</p>
<p>山口県知事 村岡 嗣政</p>	<p>山口県知事 村岡 嗣政</p>

(一六七) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十八年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(都市計画図更新)

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

平成二十七年十一月十九日から平成二十八年三月二十五日まで

(一六八) 指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成二十八年四月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人ベターリビング 東京都千代田区富士見二丁目七番二号

二 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

変	更	後	変	更	前
東京都千代田区富士見二丁目七番二号 名古屋市中区栄四丁目三番二六号			東京都千代田区富士見二丁目七番二号		

三 変更年月日

平成二十八年四月二十日